

日経
NIKKEI
CONSTRUCTION

コストレーション

4
2023

▶特集

ドローン 30のギモン

▶特集 建設コンサルタント決算ランキング2023

終わらない? 「増収企業7割」

▶ファーストニュース

乱立する総合評価の加点を再編

クレーン事故では玉掛けの責任重大

▶江副 哲 弁護士・技術士(建設部門)

建設現場で起こった事故の被害者に対する賠償責任を、工事関係者がそれぞれ何割負うかは、事故の状況や過失の有無、工事の難易度などによって変わる。過去の判例を参照して、元請けよりも玉掛け担当者の責任が重いと考察したクレーン事故の事例を紹介する。

クレーンを使う建設現場では、吊り荷の落下や本体の転倒などで作業員が死傷したり、周囲の家屋が損壊したりする事故がたびたび起きている。玉掛けとクレーンの操作を別々の作業員が担当することも多いため、誰がどの程度の責任を負うかが問題となりやすい。

筆者はクレーンの事故を起こした工事の元請け会社から、自社を含む各当事者が負う責任の割合について相談を受け、意見を述べたことがある。今回はこの事故と、意見をまとめる際に参考にした3件のクレーン事故の裁判例について解説する。

相談を受けた事故は、ある建築工

事の現場で起こった。ブームを旋回していると、吊っていたコンクリート型枠用合板のバランスが崩れて、一部が工事現場に隣接する家屋の屋根に落下。屋根材が破損したため、住民は元請け会社に賠償を求めた(資料1)。

簡易な「半掛け」で玉掛けしていたため、合板が吊り具のスリングベルトから滑り落ちやすい状態になっていた。そのうえ、当時はベルトが雨でぬれて、一層滑りやすくなっていた。こうしたことが事故を招いた。

筆者は元請け会社の他、玉掛けした下請け会社とクレーンオペレーターを責任者と見なして、責任割合を考察した。元請け2割、玉掛けした下請け7割、オペレーター1割という結論を出して、元請け会社に伝

資料1 ■ 吊り上げた合板を隣家の屋根に落とした



クレーンの事故について工事の元請け会社から相談を受けた筆者は、過去の判例を参考にして責任割合を考察した(出所:全て日経クロステック)

えた。

事故の最大の原因が、半掛けとぬれたスリングベルトにある以上、その状態をつくり出した玉掛け担当の下請けの過失は明らかだ。事故に対する責任は最も重い。

ぬれていたスリングベルトには滑りにくくする対策を講じるべきだったのに、玉掛けした会社はそれを怠っていた。事故当時、小雨が降っていたことを理由に責任を軽減すべきではないと考える。

他方で、元請けの責任割合を少なめに考えたのは、クレーンによる資材の移動は工事現場ではごく一般的な作業で、元請けが手取り足取り指示しなくても、下請けが自主的に進められるはずだからだ。ただし、元請けの責務は下請けの作業などに不備がないかどうかの監督行為にある。それが不十分だったことで元請けが負う責任を2割と評価した。

オペレーターに過失があったかどうかは定かではない。スリングベルトがぬれていることは分かっても、吊り荷が半掛けであることは認識していなかった可能性がある。過失がなく、結果として事故を起こした責任だけを問うのなら、1割が妥当だと考える。

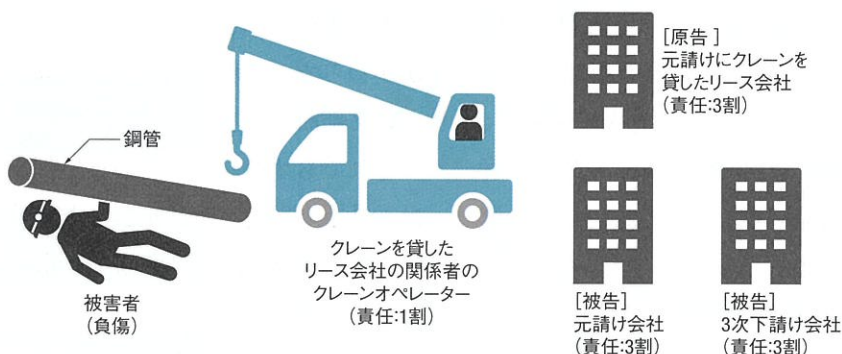
参照した3件の裁判例

こうした意見をまとめるために、東京、名古屋、京都の各地裁が出したクレーン事故を巡る過去の裁判例を参照した。



資料2 ■ 建設現場で起こった事故の責任割合については各地でたびたび訴訟が起こっている。写真は東京地裁の庁舎 (写真:日経クロステック)

資料3 ■ 東京地裁判決は元下4者の責任割合を判断



3次下請けがクレーンオペレーターと共に作業中、吊っていた鋼管を落として作業員を負傷させた。元請けにクレーンを貸した会社が、訴訟なしで被災者に損害賠償したうえで、元請けと3次下請けを提訴して求償した

クレーン事故に対する元請けと下請けの責任割合を考えるうえで参考にしたのは、東京地裁が1987年11月24日に出した判決だ(資料2)。

この判決は、クレーンで吊った鋼管を現場の作業員の上に落とし、負傷させた事故を対象とした。工事の元請け会社にクレーンを貸した重機のリース会社が訴訟を経ず被害者に賠償。そのうえで、リース会社が他の当事者を相手取り、肩代わりした賠償について相応の負担を求める訴

訟を起こした。

被告は工事の元請け会社と、クレーンによる作業を担当していた3次下請け会社だ。クレーンのオペレーターはリース会社の関係者で、訴訟には直接関わらなかった(資料3)。

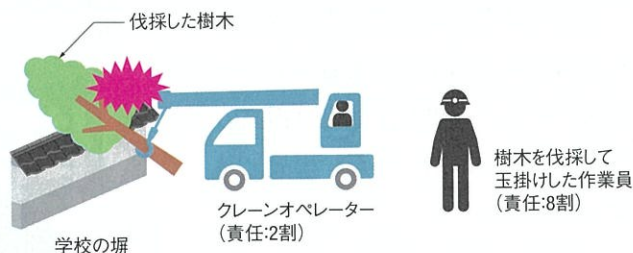
型枠用合板を吊った前述の事例と同様に、クレーンによる鋼管の移動は工事現場ではありふれた作業だ。東京地裁は事故の責任について、原告のリース会社が3割、訴外のオペレーターが1割を負うと認定したう

資料4 ■ 名古屋地裁判決では無資格玉掛けが争点に



コンクリート擁壁を現場に搬入したトラックの運転手が無資格でクレーンに玉掛け。オペレーターは擁壁を別の作業員の上に落とし、死亡させた

資料5 ■ 京都地裁は無理な玉掛けの責任を重視



伐採した樹木をクレーンが吊り上げると、樹木が重過ぎてクレーンが転倒。現場である学校の塀の屋根を破壊した

えで、残りの6割を元請けと3次下請けで等分した。その結果、元請けの責任割合は3割にとどまった。

一方、名古屋地裁と京都地裁の裁判例は、玉掛けの担当者とクレーンオペレーターの責任はそれぞれ別個のものと考えてるうえで参考となった。どちらもクレーン事故を巡って、玉掛け担当者とオペレーターの責任割合を認定しているの、その箇所注目した。

名古屋地裁2002年6月14日判決の対象となった事故では、コンクリート擁壁を工事現場に搬入したトラックの運転手が玉掛けした。この運転手は、労働安全衛生法に基づく技能講習を受けていなかったの、無資格で玉掛けしたことになる(資料4)。オペレーターが不安定な状態で吊り上げた擁壁が現場に落下し、

下敷きになった作業員が死亡した。

この事故について裁判所は、玉掛けが不安定な状態だとオペレーターは認識し得たと指摘。擁壁の荷下ろしの際に安全なクレーン操作方法を決めて実行すべき立場にあったにもかかわらず、これを怠った過失は大きいと判断した。

それでもオペレーターの責任割合は4割で、運転手の責任を、より重い6割と認定した。無資格で玉掛けした点を重視したからだ。

京都地裁12年9月5日判決のクレーン事故は、学校の敷地内で樹木を伐採する作業の際に起こった(資料5)。定格荷重を超える伐採樹木を吊り上げたクレーンが、バランスを崩して転倒。ブームが学校の塀の屋根を破壊した。訴訟では、樹木を伐採、切断して玉掛けした作業員と、

クレーンオペレーターの責任が問われた。

オペレーターはクレーンの定格荷重を玉掛け作業員に伝えなかっただけでなく、玉掛けする樹木がそれを超えていないかどうかも確認しなかった。裁判所はオペレーターに過失があったと認定したが、責任割合は2割に抑えた。吊り荷の重さが定格荷重に収まっているかどうか確認する最大の責任は玉掛け担当者にあるからだ。

建設事故では一般に、事故の直接的な原因となった作業の担当者とその使用者が最大の責任を負う。クレーンの事故では元請けやオペレーターよりも玉掛け担当者の責任が重くなりがちだ。ただ、責任の割合は事故発生時の状況などによっても大きく変わることには注意したい。

今回のポイント

- ▶ 建設事故に対する元請けと下請けの責任割合は、事故の状況だけでなく工事の内容でも変わる。一般的な工事では下請けの責任が7割以上に
- ▶ クレーンの事故では元請け会社やクレーンオペレーターよりも、玉掛け担当者の責任が重くなりがちだ

江副 哲 (えぞえ・さとる)



One Asia大阪オフィス代表パートナー。1972年生まれ。97年京都大学大学院工学研究科土木工学専攻修了。鴻池組勤務などを終り、2011年に弁護士登録。20年から現職

(写真:江副 哲)